

放射線量低減に向けた取組方針

平成 25 年 4 月

岩 手 県

目 次

- 1 基本的な考え方 P. 1
 - (1) 目的
 - (2) 目標
 - (3) 低減措置
 - (4) 県の役割
 - (5) 国への要請

- 2 低減措置の対象等 P. 2
 - (1) 地域
 - (2) 対象

- 3 低減措置の実施 P. 2
 - (1) 実施者
 - (2) 実施方法
 - (3) 支援

- 4 低減措置により生じた土壌等及び廃棄物の管理等 P. 3
 - (1) 土壌等
 - (2) 廃棄物等

- 5 情報提供 P. 3

1 基本的な考え方

(1) 目的

県が策定した「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」（平成23年8月31日原放射線影響対策本部）により実施した放射線量測定の結果等に基づき、県が市町村と連携して行う地域における放射線量低減の取り組みの基本となる考え方を示し、県民が日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効率的・効果的に低減することにより、県民の安全・安心の確保に資する。

(2) 目標

県民が日常生活から受ける追加被ばく線量^{※1}は、年間1ミリシーベルト以下を目標^{※2}とする。

※1 「追加被ばく線量」とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指すもの。

※2 県民が安全に暮らすため、県内全域について目指すべき目標を示したもので、国際放射線防護委員会（ICRP）勧告等の考え方によるもの。

(3) 低減措置

県民の追加被ばく線量のより一層の低減を図るため、放射線量を低減するための措置（以下「低減措置」という。）を行う。

低減措置には、除染のほか、日常生活の支障とならない場合は、当分の間、立入制限等の措置を含むものとする。

なお、低減措置を実施する目安[※]は、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上とする。

※ 放射線の影響を受けやすい児童生徒等の被ばく量低減のため、国が示した「学校の校舎・校庭等の線量低減について」（平成23年8月26日付け文部科学省局長通知）における校庭・園庭の空間線量率の目安に基づくもの。

(4) 県の役割

県は、市町村と連携して、追加被ばく線量低減の目標の達成に向けて総合的に施策を推進するとともに、市町村が行う放射線量低減に向けた計画的な取組が円滑に進むよう必要な支援を行う。

(5) 国への要請

県は、国に対し次のとおり要請する。

ア 県及び市町村等が低減措置の実施にあたり要した費用を負担すること。

イ 県民の安全・安心の確保のために技術的支援を行うこと。

ウ 低減措置に伴い生じた土壌等及び廃棄物の保管場所の確保及び処分の実施並びに森林、農地及び河川の具体的な除染の方法等の決定等の必要な恒久対策を速やかに講じること。

2 低減措置の対象等

(1) 地域

低減措置を行う地域は、県内全域とする。

(2) 対象

低減措置を行う対象は、当分の間、県民が日常生活において関わる箇所（以下「生活圏」という。）とし、その優先順位は次のとおりとする。

- ① 学校等の施設
- ② 不特定多数の人が利用する施設
- ③ その他の生活圏

3 低減措置の実施

(1) 実施者

低減措置は、対象箇所の所有者、管理者又は占有者が実施することを基本とする。

なお、県民生活の安全・安心を速やかに確保する観点から、地域住民や地域のコミュニティ及びボランティアがその居住地域等で行う低減措置についても推奨する。

(2) 実施方法

実施者は、低減措置を行うにあたり、国のガイドライン*等を踏まえ効率的・効果的に、また、対象ごとに適切な方法で行う。なお、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の箇所が判明した場合は、速やかに低減措置を実施するものとする。

- ※ 「市町村による除染実施ガイドライン」（平成23年8月26日原子力災害対策本部）
「除染関係ガイドライン」（平成23年12月 環境省）
「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」（平成24年3月 環境省）
「岩手県放射線量低減マニュアル」（平成24年3月 岩手県原発放射線影響対策本部）

(3) 支援

県は市町村と連携し、実施者に対し必要な支援*を行う。

なお、県は、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の箇所を有する公共施設（学校等の施設については、私立施設を含む。）に対し市町村が行う低減措置について財政的支援を行う。

- ※ 支援の具体例
- ・ 直接的支援
作業に要する物品の供与、測定の実施、測定器の貸与等
 - ・ 技術的助言
低減措置の方法、測定方法の指導及び助言、測定結果評価への助言等
 - ・ 費用請求に係る支援
原因者から補償を受けるための法的・事務的な助言及び情報提供等

4 低減措置により生じた土壌等及び廃棄物の管理等

(1) 土壌等

実施者は、低減措置に伴い生じた土壌等の保管場所を確保するとともに、国の処分方針が定まるまでの間、国のガイドライン等を踏まえ適切な方法により保管及び管理するものとする。なお、県及び市町村等は、実施者が行う保管場所の確保並びに保管及び管理に協力する。

(2) 廃棄物

実施者は、低減措置により生じた廃棄物(放射性物質に汚染された土壌等を除く。)について、廃棄物関係法令等※に従い適正に処理する。

※ 廃棄物関係法令等

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

5 情報提供

県及び市町村は、自らが公共施設に対して行った低減措置の内容や実施後の空間線量率の結果等を公表するとともに、県や市町村等が支援した低減措置の実施結果についても、実施者の協力を得て、県民に対し情報提供を行うよう努めるものとする。なお、情報の提供に際しては、ホームページ上へ掲載する等、県民に分かりやすい形で行うものとする。